

事前審査型制限付き一般競争入札（郵便入札）

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年9月10日

佐世保市水道事業及び下水道事業
管理者 中島 勝利

1 入札に付する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 水道メーター検針等業務委託 |
| (2) 業務場所 | 佐世保市内（北部管理事務所管内・宇久営業所管内を除く。） |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和13年5月31日まで |
| (4) 業務概要 | 水道メーターの検針業務（漏水報告、メーター異常報告、無届使用報告を含む。）及び中止精算業務を行うもの。
引継期間：契約締結日から令和8年5月31日まで
※ 業務履行のための準備期間及び引き渡し期間
履行期間：令和8年6月1日から令和13年5月31日まで |
| (5) 審査方式 | 事前審査型 |

2 入札参加条件及び資格に関する事項

- (1) 次に掲げる資格要件すべてを満たしていること。
- 令和7年度佐世保市業務委託・役務入札参加資格者名簿の「水道局業務④（水道メーター検針業務）」に登録がある者。
 - 佐世保市内に本店又は支店・営業所等を有する者は、佐世保市の市税・国民健康保険税、消費税及び地方消費税の滞納がない者。
佐世保市内に本店又は支店・営業所等を有しない者は、本店の法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者。
 - 佐世保市と同等の人口規模（20万人以上）を有する水道事業体において、水道メーターの検針に関する業務委託の受注実績（元請に限る。）が、平成27年度以降、連続して5年以上ある者。ただし、当該受注実績については、定期検針の年間件数が70万件以上であること。
 - 水道メーターの検針員として1年以上の業務実績を有する従業者を、全従業者数の少なくとも半数以上配置することができる者。
 - 本業務の「業務責任者」については、水道メーターの検針員として5年以上の業務実績を有すること。また、業務責任者が不在となる場合は、水道メーターの検針員として2年以上の業務実績を有する者が副業務責任者として業務責任者の役割を果たせること。
 - 入札参加資格申請の提出期限の日及び入札期日以前6箇月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者。
 - 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、佐世保市業務委託・役務入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。）
- (2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できない。
- 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐

人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。

- ② 本市の指名停止期間中及び指名除外期間中の者。
- ③ 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領に基づく入札参加規制の措置を受けている者。
- ④ 系列関係がある会社同士が、本業務の入札に参加することはできない。(いずれか1社のみ入札参加を認めるものとする。)
- ⑤ 次の各項目に該当する者。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)又は同条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 契約条項等の閲覧

佐世保市水道局契約規程(昭和39年水道局規程第7号)、佐世保市財務規則(昭和44年規則第9号)、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱(平成25年10月2日施行)は、佐世保市役所ホームページ又は佐世保市水道局財務課(3階)において閲覧することができる。

4 最低制限価格

最低制限価格 : 無

5 入札保証金

佐世保市財務規則第169条第3号の規定により免除する。

6 契約保証金

請負金額の100分の10以上の保証を付さなければならない。

なお、今回の契約において、佐世保市財務規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除は適用しない。

7 入札参加申請及び資格の審査

(1) 入札参加申請

当該業務の入札に参加しようとする者は、次の書類を添えて申請期間内に下記提出先に持参又はFAXにより申し込まなければならない。

- ① 入札参加資格審査申請書(指定様式)
- ② 会社概要(指定様式)
- ③ 業務体制(指定様式)
- ④ 法人に関する各種証明(発行から3箇月以内で、写し可)

- ・ 佐世保市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、税務署が発行する「消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（その3様式）」
佐世保市内に本店又は支店・営業所等を有しない者については、税務署が発行する「法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3様式）」
- ・ 佐世保市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、佐世保市が発行する「滞納のない証明書」

提出先 佐世保市水道局財務課調達係
電話 0956-25-9661
FAX 0956-25-9685

申請期間 **令和7年9月10日（水）** から **令和7年9月22日（月）正午**まで
（土日祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までは除く。）

(2) 入札参加資格の決定

当該業務に係る入札参加の申込みをした者について入札参加資格の審査を行い、その結果を原則、**令和7年10月2日（木）**までにFAX又は電子メールにより「制限付き一般競争入札参加資格確認通知書」を交付する。

(3) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査後において、入札参加資格を有することについての通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る入札参加資格を喪失する。

- ① この公告に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。
- ② 制限付き一般競争入札参加資格申請もあたって、虚偽の記載をしたとき。

8 縦覧設計図書の公開

縦覧設計図書については、佐世保市役所ホームページの「佐世保市からの調達情報掲示板一覧」からダウンロードすること。

入札参加希望者にのみ解除用のパスワードを交付するので、入札参加を希望する者は、巻末に記載の問い合わせ先に、送付先等を連絡し、パスワードの交付を受けること。

9 入札の方法等

- (1) 資格有の制限付き一般競争入札参加資格確認通知書を受けている者でなければ、入札に参加することができない。
- (2) **入札書には、1年間の概算合計金（内訳含む。）（税抜）を記載するものとする。**
- (3) 入札書は、1回につき1者1通に限る。
- (4) 入札回数は、**2回**までとする。
1回目の入札で、予定価格に達せず落札者が決定しない場合は、2回目の入札を行う。2回目の入札の手順については、別途通知する。
- (5) 本案件は**郵便入札**にて行う。
- (6) 入札の執行にあたり、入札立会人を1者、指名する。指名については、10月8日16時までに連絡する。

【入札立会人に関する注意事項】

- ・ 印鑑を持参のこと。
 - ・ 開札場所に開札10分前に集まること。
- (7) 入札立会人以外で立会いを希望する場合は、10月8日正午までに担当者へ連絡し、許可を受けること。なお、立会いは1者につき2名までとする。
 - (8) 悪天候（大雨・大雪・台風接近）等により、入札を延期する場合がある。この場合は、担当課から通知を行う。

(9) 入札書の送付は**一般書留又は簡易書留**とし、それら以外での送付は無効とする。また、指定日時までに佐世保市水道局が指定した郵便局に未到達であった場合も同様に無効とする。

(10) 郵便入札の封筒は長型3号封筒を用い、**郵便入札送付用封筒記載要領**のとおり記載すること。

(11) 入札書は**令和7年10月3日(金)**以降に発送し、開札日の1日前(**令和7年10月9日(木)**)までに、佐世保市水道局が指定した郵便局に到達するよう送付すること。

※**一般書留(簡易書留)**は、こちらから指定した郵便局の窓口等で直接送付した場合であっても、郵便局内の事務手続きにより即日到達とはならない場合があるので、事前に郵便局に確認し送付すること。

【郵便入札送付用封筒記載要領】

入札書の送付は、一般書留又は簡易書留のみとします。

一般書留又は簡易書留以外での送付は無効・失格となります。

封筒表面

親展
日本郵便(株)佐世保木場田郵便局 留
入札書
佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 宛 (佐世保市水道局 財務課 行)
開札日: 令和7年10月10日
業務名称: 水道メーター検針等業務委託

封筒裏面

差 出 人	住 所
	会社名

10 入札執行の日時及び場所

日 時 令和7年10月10日（金） 午前10時00分
場 所 佐世保市八幡町4-8 佐世保市水道局3階 財務課

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札（開札）日前日までに、水道局財務課に辞退届を提出してください。（普通郵便、窓口提出可）

12 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

13 入札の無効

- (1) 佐世保市財務規則第170条に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札参加申請者が次のいずれかに該当するときは入札に参加できない。また、既に入札書が提出された場合、その入札は無効とする。
 - ① この公告に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。
 - ② 制限付き一般競争入札参加申請書等について虚偽の記載をしたとき。
- (3) 上記(1)～(2)までに該当し、入札が無効となった者は、再度の入札には参加できない。

14 落札者の決定

落札者は、本市水道局の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者によるくじで落札者を決定する。

同額により、くじになった場合は、次の要領にて決定する。同額となった場合に備え、あらかじめ入札書の「くじ番号」欄に「000」～「999」までの任意の3桁の数値を記入しておくこと。なお、次の要領は、すべて佐世保市水道局にて行う。

ア 同額となった入札書の受付日時順に「0」から順に番号を付番する。

イ 同額の入札書に記載してある「くじ番号」の数値を合計する。

ウ 上記数値を同額となった入札書の数で割り、余りの数値を算出する。

エ 「付番数値」が「余りの数値」と合致する業者を落札者とする。

※くじ引きに移行した場合で、同額となる入札書に数値を記入していなかった場合は、「0（ゼロ）」を記入したものとみなす。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 落札者の周知方法

落札決定後、入札結果を公表する。

16 契約の締結

契約の締結は、佐世保市水道局契約規程、佐世保市財務規則、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱等の関係法令規則及び要綱等の基準による。

なお、落札決定後に契約の相手方となるべき者が、契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、当該契約を締結しない。

17 その他の事項

- (1) この入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対行

わないこと。

- (2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

18 問い合わせ先

佐世保市水道局 財務課 調達係

電 話 0956-25-9661

FAX 0956-25-9685

メールアドレス suizai@city.sasebo.lg.jp

※質問は指定様式を用いて、電子メールで行うこと。

ただし、質問の期限は、**令和7年9月22日（月）正午**までとする。

なお、回答は、佐世保市ホームページの当公告書掲載場所に掲載する。

以 上